

## 中越地域医療構想調整会議運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、中越地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

## (構成)

第2条 調整会議を構成する関係機関は、別表のとおりとする。

## (分科会)

第3条 調整会議は、特定の事項に関する協議が必要と認められる場合には、分科会を置くことができる。

## (庶務)

第4条 調整会議に関する庶務は、長岡地域振興局健康福祉環境部及び柏崎地域振興局健康福祉部において処理する。

## (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関して必要な事項は、協議により定める。

## 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

## (別表) 調整会議を構成する関係機関

長岡市医師会	立川総合病院
柏崎市刈羽郡医師会	田宮病院
見附市南蒲原郡医師会	長岡西病院
小千谷市魚沼市医師会	悠遊健康村病院
長岡歯科医師会	長岡療育園
柏崎市歯科医師会	見附市立病院
長岡市薬剤師会	小千谷総合病院
柏崎薬剤師会	小千谷さくら病院
新潟県看護協会長岡支部	国立病院機構新潟病院
新潟県看護協会柏崎支部	柏崎総合医療センター
全国健康保険協会新潟支部	柏崎中央病院
北越銀行健康保険組合	柏崎厚生病院
長岡三古老人福祉会	長岡市福祉保健部
長岡赤十字病院	小千谷市健康センター
長岡中央総合病院	見附市健康福祉課
三島病院	出雲崎町保健福祉課
長岡保養園	柏崎市福祉保健部
吉田病院	刈羽村福祉保健課